

年金

会社を退職された方へ 国民年金の手続きはお済みですか？

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912
千葉年金事務所 ☎043・242・6320

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職された方や会社を退職された方に扶養されている配偶者の方は、国民年金への変更が必要です。

国民年金の届け出について

■手続き方法

町民税務課国保年金係の窓口で手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

離職票などの退職した日付が分かる書類、基礎年金番号または個人番号が分かるもの

■保険料額

国民年金の保険料（定額）は、月額16,540円（令和2年度）です。

■その他

退職と同時に会社員または公務員など、厚生年金保険被保険者である配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

保険料の免除制度について

保険料を納めることが困難な場合、全額または一部の保険料

が免除になる制度があります。

■手続き方法

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を町民税務課国保年金係または年金事務所へ提出してください。

※申請が遅れても最大2年1ヵ月前までの免除申請をすることができ、万が一の際に障害年金などが受け取れない場合や、退職（失業）時の免除審査の特例が受けられない場合がありますので、速やかに申請してください。

■手続きに必要なもの

国民年金保険料免除・納付猶予申請書（町民税務課国保年金係窓口や日本年金機構のホームページで取得できます）、基礎年金番号または個人番号が分かるもの、雇用保険受給資格者証の写しなど

引換

芝山町指定ごみ袋 無料引換券の使用期限について

町まちづくり課環境下水道係 ☎77・3908

芝山町指定ごみ袋無料引換券の使用期限は「令和3年3月31日」までです。期限の切れた引換券は無効となりますので、引き換えていない方は引換場所にて引き換えを行ってください。

■引換場所

ウエルシア成田三里塚店、ケーヨーデイツー芝山店、(株)小室、セイミヤ成田芝山店、セブンイレブン芝山香山新田店、セブンイレブン芝山小池店、セブンイレブン芝山坂志岡店、セブンイレブン芝山宝馬店、(有)千代田衣料、戸村菓子店、ファミリーマート芝山大里店、ベイシア成田芝山店、ヤックスドラッグ芝山店、ローソン空南工業団地前店、セブンイレブン多古牛尾店、セブンイレブン多古喜多店（50音順）

■その他

※町内外16店舗（町内14店舗、多古町2店舗）
引換券利用についての注意事項などは、広報しばやま令和2年9月号をご確認ください。

※令和3年3月31日まで有効

No. 20001

令和2年度 芝山町指定
ごみ袋無料引換券

使用期限：令和3年3月31日まで有効

可燃ごみ専用収集袋(大) 3袋
(60枚：2,400円分)

山武郡市環境衛生組合
0479-86-3576

発行日：令和2年9月1日

登録

マイナンバーカード
保険証としても利用可能になります

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証としても利用できるようになります。利用には事前に登録が必要となりますので、マイナンバーで手続きをしてください。

■事前登録の方法

マイナンバーで登録の申し込みができます。

■登録に必要なもの

- ・申込者本人のマイナンバーカード
- ・暗証番号(役場の窓口で設定した数字4桁)
- ・マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンなど
- ・「マイナンバーAP」のインストール

■登録の手順

- ①マイナンバーへアクセスする
- ②「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする
- ③利用規約などを確認して同意する
- ④4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードを読み取る

※登録の申し込みは町民税務課戸籍係の端末でも行うことができますので、ご利用の方はマイナンバーカードと暗証番号をお持ちください。

号をお持ちください。

■利用方法

- ①医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードをカードリーダーにかざす
 - ②マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認し、受け付けをする
- ※マイナンバー(12桁の数字)は使用しません。

■注意事項

- ・医療機関や薬局で順次必要な機器を導入していくため、開始時期が異なりますので、医療機関に直接お問い合わせください。
- ・マイナンバーカードを利用していても、**加入や喪失などの異動の届出は引き続き必要**となります。
- ・現在使用している健康保険証も引き続き使用することができます。

交付

マイナンバーカード交付・電子証明書の更新手続き
時間外窓口・申請サポートのご案内

町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

マイナンバーカードの受け取りおよび電子証明書更新手続きが次の平日夜間・休日にも利用できます。また、申請サポートでは無料で写真撮影を行いますので、ぜひお越しください。

■予約窓口 町民税務課戸籍係

平日午前8時30分～午後5時

■3月の平日夜間および休日交付日・更新日

3月11日(木)、23日(火)、28日(日)

■事前予約が必要となります。

■時間

〈平日夜間〉午後5時15分～午後7時

〈休日〉午前10時～午後3時

■休日申請サポートについて

・町民税務課戸籍係において本

人確認後、交付申請書の記入サポートと写真撮影を行います。

・記入済み申請書の受け付け、スマートフォン申請の場合は、端末操作支援も行います。

※申請から交付まではおおむね1カ月半かかります。

■開催日 3月28日(日)

■時間 午前10時～午後3時

※予約は不要です。

■持ち物 身分証明書(運転免許証など)、印鑑

・町民税務課戸籍係において本

マイナポイントおよび
コンビニ交付サービス

町民税務課 戸籍係 ☎77-3911

■マイナポイントについて

3月末までにマイナンバーカードを申請された方で、カード取得後にマイナポイントの申し込みをすると、キャッシュレス決済で使った額の25%のマイナポイント(最大5,000円分)がもらえます。

■コンビニ交付サービスの停止について

下記のとおりコンビニ交付サービスを停止いたします。

3月12日(金) 午後9時～終日
3月13日(土) 午前6時30分～正午